

ヤングテレホンコーナー

都道府県別少年相談窓口【電話及び電子メール】

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

都道府県	名称	電話番号・メールアドレス
北海道	少年相談110番	0120-677-110
	ヤングメール	道警ホームページ内
青森	ヤングテレホン	0120-587-867
	ヤングメール	youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
岩手	ヤングテレホンコーナー	019-651-7867
	メール相談	県警ホームページ内
宮城	少年相談電話	022-222-4970
	いじめ110番	022-221-7867
秋田	やまびこ電話	018-824-1212
	チャイルド・セーフティ・センター	018-831-3421
山形	ヤングテレホンコーナー	023-642-1777
	少年相談メール	県警ホームページ内
福島	ヤングテレホン	024-525-8060
	いじめ110番	0120-795-110
東京	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970
茨城	少年相談コーナー(水戸)	029-231-0900
	少年相談コーナー(つくば)	029-847-0919
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152
群馬	少年育成センター	027-221-1616
	メール相談	県警ホームページ内
埼玉	少年相談・親子カウンセリング	048-865-4152
	ヤングメール	県警ホームページ内
千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497
神奈川	ユーステレホンコーナー	0120-45-7867
		045-641-0045
新潟	新潟少年サポートセンター	025-285-4970
	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970
山梨	ヤングテレホン	055-235-4444
	少年相談受付	県警ホームページ内
長野	ヤングテレホン	026-232-4970
	メール相談	県警ホームページ内
静岡	少年相談専用電話	0120-783-410
	メール相談	県警ホームページ内
富山	ヤングテレホンコーナー	0120-873-415
	少年相談メール	young110@gaea.ocn.ne.jp
石川	ヤングテレホン	0120-497-556
	いじめ110番	0120-617-867
福井	ヤングテレホン	0120-783-214
		0776-24-4970
岐阜	ヤングテレホンコーナー	0120-783-800
	携帯メール相談	gifu.young.783800@ezweb.ne.jp
愛知	ヤングテレホン	052-764-1611
	ヤングテレホンEメール	県警ホームページ内
三重	少年相談110番	0120-41-7867
滋賀	大津少年サポートセンター	077-521-5735
	米原少年サポートセンター	0749-52-0114
京都	ヤングテレホン	075-551-7500
	メール相談	府警ホームページ内
大阪	グリーンライン	06-6944-7867

都道府県	名称	電話番号・メールアドレス
近畿地方	兵庫 ヤングトーク	0120-786-109
	奈良 ヤングいじめ110番(少年サポートセンター)	0742-22-0110
	ヤングいじめ110番(中・高少年サポートセンター)	0744-34-0110
和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番	073-425-7867
	メール相談	県警ホームページ内
鳥取	ヤングテレホン	0857-29-0808
	ヤングメール	youngmail@pref.tottori.lg.jp
島根	ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番	0120-786-719
	みこびーヤングメール	県警ホームページ内
岡山	ヤングテレホン・いじめ110番	086-231-3741
	ヤングメール	youngmail@pref.okayama.jp
広島	ヤングテレホン広島	082-228-3993
	ヤングメール	県警ホームページ内
山口	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
		083-925-5150
徳島	ヤングテレホン	088-625-8900
	いじめホットライン	088-623-7324
香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター)	087-837-4970
	少年相談専用電話(中・高少年サポートセンター)	0877-33-3015
愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
高知	ヤングテレホン	088-822-0809
福岡	ハートケア中央(中央少年サポートセンター)	092-588-7830
	少年相談案内	県警ホームページ内
佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
長崎	ヤングテレホン	0120-786-714
	メール相談	young786714@ezweb.ne.jp
熊本	肥後っ子テレホン	0120-02-4976
	メール相談	higokko@police.pref.kumamoto.jp
大分	ヤングテレホン	097-532-3741
	メール相談	県警ホームページ内
宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
鹿児島	ヤングテレホン	099-252-7867
	ヤングメール	kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
沖縄	ヤングテレホンコーナー	0120-276-556
		098-862-0111

匿名通報ダイヤル

児童買春等の少年の福祉を害する犯罪や児童虐待事案に関する情報は、「匿名通報ダイヤル」(警察庁の委託を受けた民間団体が受理)でも通報を受け付けています。

匿名通報フリーコール
0120-924-839 (9:30~18:15 月~金)

ウェブ匿名通報
www.tokumei24.jp
(24時間オンライン受付)

警察庁

SIGNAL FROM THE YOUNG

少年からのシグナル



あなたの声を聞かせてください。

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。悩みがあったら、お近くの「ヤングテレホンコーナー」へご相談ください。(裏表紙を参照)

I. 少年非行と犯罪被害の情勢		II. 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組	
1 少年の非行	1	1 警察の体制及び関係機関との連携	7
2 少年による街頭犯罪と初発型非行	2	【コラム②】学校におけるいじめ問題への的確な対応	7
3 少年の薬物乱用	2	2 警察における主な取組	8
【トピック】振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担する少年	2	【コラム③】非行少年を生まない社会づくり	8
4 少年の犯罪被害	3	参考 少年事件手続の流れ(概要)	9
5 児童虐待	3	全国のヤングテレホンコーナー	裏表紙
6 少年を取り巻く有害環境	4		
7 少年の福祉を害する犯罪	5		
8 児童ポルノ事犯	5		
【コラム①】「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」防止	6		

I 少年非行と犯罪被害の情勢

1 少年の非行

(1) 非行少年

平成29年中の刑法犯少年の検挙人員は2万6,797人で、前年に比べ15.0%減少し、成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、12.5%となっています。

同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員を見ると、少年は3.8で減少傾向にあるものの、依然として成人(1.8)の2倍以上となっています。

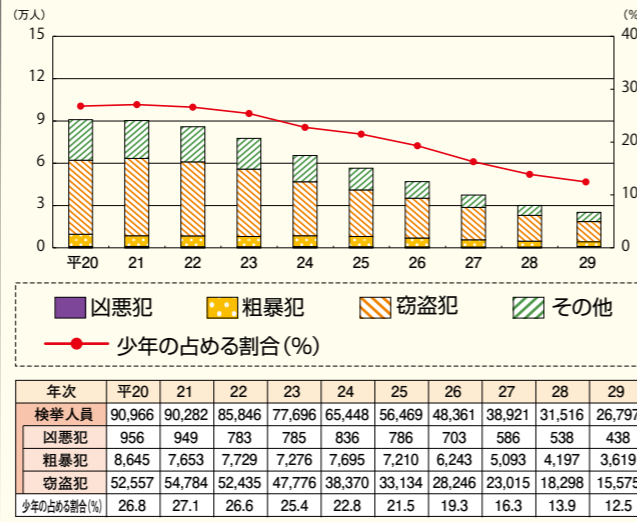
刑法犯少年の再犯率は、35.5%となっています。

触法少年(刑法)^(※)の補導人員は8,311人で、前年に比べ3.2%減少しています。

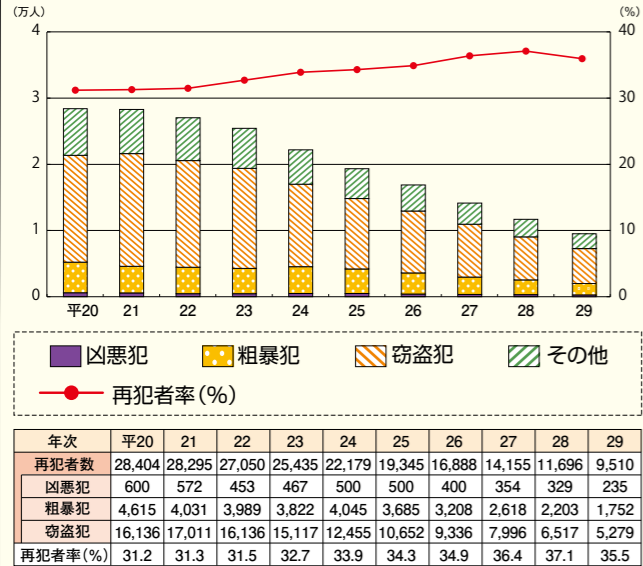
(※)触法少年:14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のことです。

Point 同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員を比較すると、少年は成人の2倍以上!

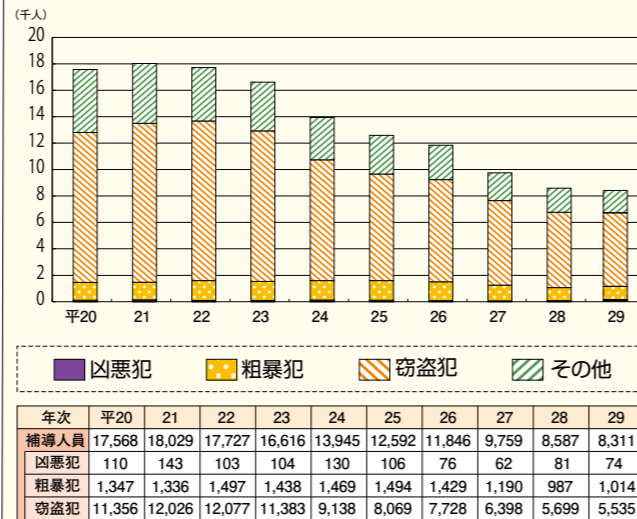
刑法犯少年の検挙人員等の推移 (平成20年～平成29年)



刑法犯少年の再犯者数等の推移 (平成20年～平成29年)



触法少年(刑法)の補導人員の推移 (平成20年～平成29年)



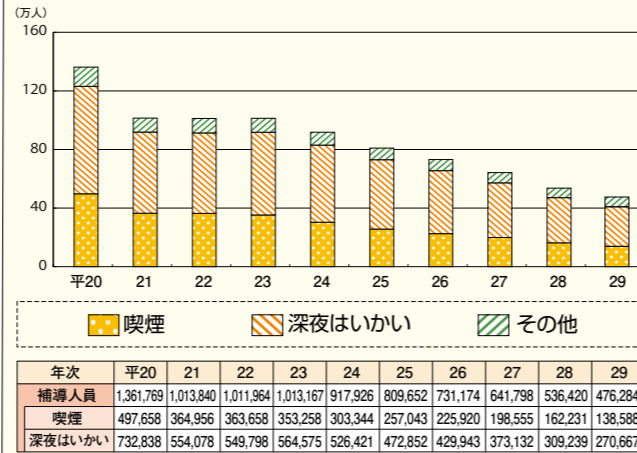
(2) 不良行為少年

平成29年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は47万6,284人で、前年に比べ11.2%減少しました。態様別では、深夜はいかいと喫煙で8割以上を占めています。



Point 不良行為の態様別では、深夜はいかいと喫煙で8割以上!

不良行為少年の補導人員の推移 (平成20年～平成29年)



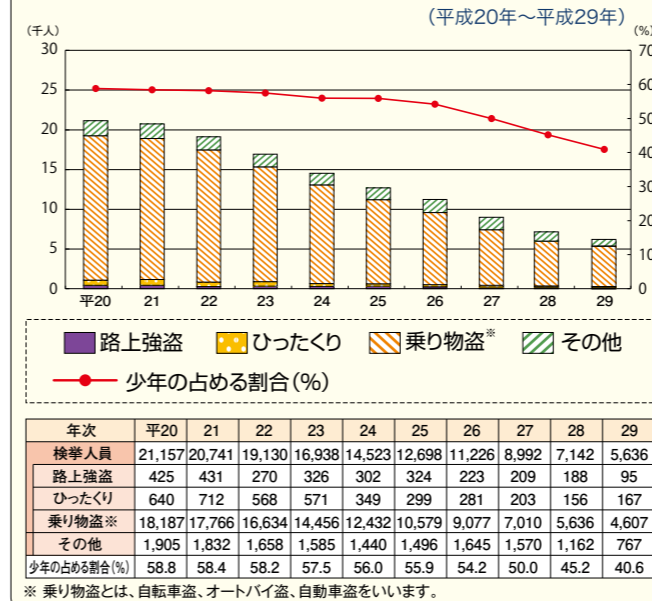
2 少年による街頭犯罪と初発型非行

(1) 少年による街頭犯罪

平成29年中の少年による街頭犯罪(路上強盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗)の検挙人員は5,636人で、成人を含めた総検挙人員の40.6%を占めています。

Point 街頭犯罪の検挙人員の約4割が少年!

少年による街頭犯罪の検挙人員等の推移 (平成20年～平成29年)

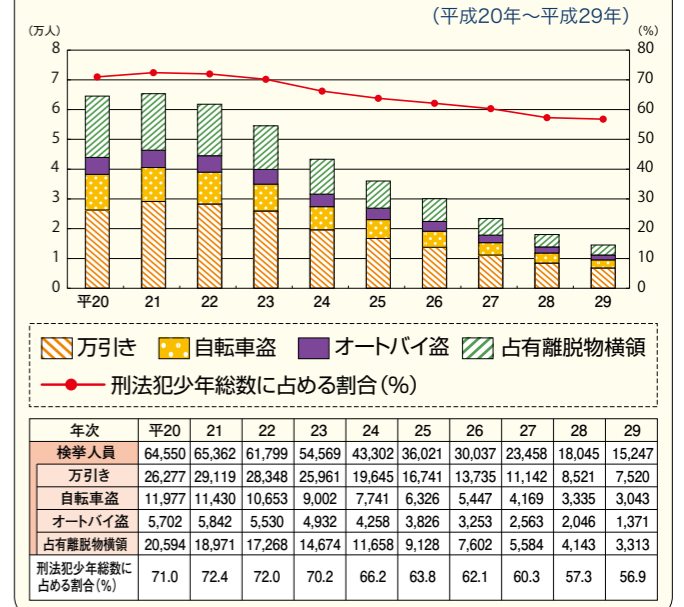


(2) 初発型非行

平成29年中の初発型非行(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領)による少年の検挙人員は1万5,247人で、刑法犯少年総数の56.9%を占めています。

Point 刑法犯少年の約6割が初発型非行での検挙!

刑法犯少年のうち初発型非行による検挙人員の推移 (平成20年～平成29年)

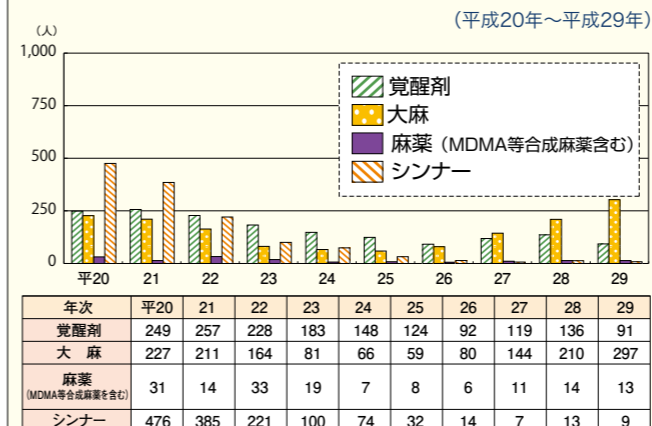


3 少年の薬物乱用

覚醒剤、大麻等の薬物乱用は、少年にまで広がっています。特に、大麻乱用で検挙された少年は平成25年以降増え続け、平成29年中は297人に上るなど乱用の拡大が深刻化しています。

Point 大麻乱用で検挙された少年が増加!

覚醒剤、大麻等で検挙された少年の検挙人員の推移 (平成20年～平成29年)

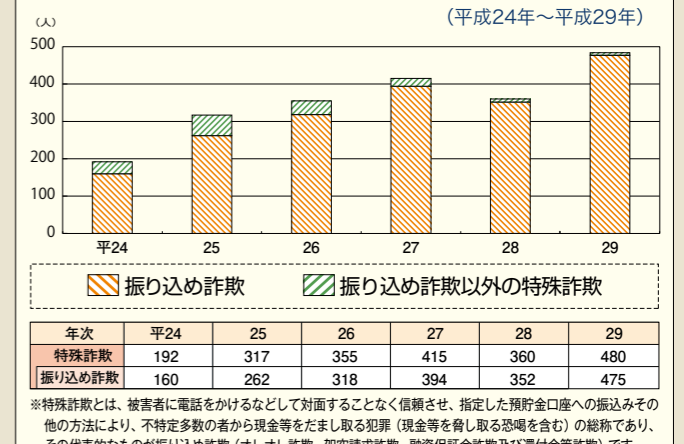


TOPIC

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に加担する少年

平成29年中に特殊詐欺で検挙された少年は480人と、24年と比べると大幅に増加しています。また、29年中に検挙された少年の割合は、成人も含めた総検挙人員の約19.6%にも及んでいます。さらに、検挙された少年のうち、7割以上が「受け子」と呼ばれる現金の受け取り役であり、その背景には、少年が遊興費欲しさに先輩や知人等からの誘いに安易に乗って犯行に加担し、犯行の道具として首謀者等に利用されている現状が見られます。

特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員の推移 (平成24年～平成29年)



※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をたまたま取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む)の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び遺付金詐欺)です。

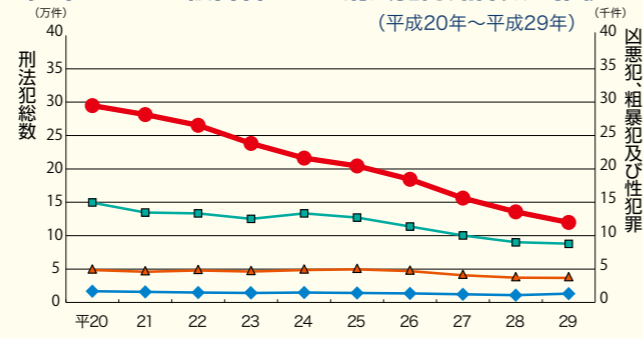
4 少年の犯罪被害

平成29年中の少年が主たる被害者となった刑法犯の認知件数は11万6,563件で、そのうち、凶悪犯は673件、性犯罪は3,233件となっています。

Point 少年が主たる被害者となった刑法犯の認知件数は11万件以上!



少年が主たる被害者となる刑法犯認知件数の推移 (平成20年～平成29年)



年次	平20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
刑法犯	290,206	276,956	260,759	233,725	211,821	199,999	179,915	151,644	131,148	116,563
凶悪犯	1,237	1,114	1,040	971	1,032	967	905	769	632	673
強制的性交等	697	608	549	531	574	556	506	432	357	442
粗暴犯	14,471	13,007	12,889	12,068	12,871	12,262	10,911	9,589	8,568	8,091
強制わいせつ	3,708	3,534	3,782	3,627	3,817	3,950	3,720	3,196	2,888	2,791
性犯罪※	4,405	4,142	4,331	4,158	4,391	4,506	4,226	3,628	3,245	3,233

※刑法の一部が改正され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制的性交等」に変更した。
※性犯罪とは、強制的性交等及び強制わいせつをいいます。

5 児童虐待

平成29年中の児童虐待事件の検挙件数は1,138件、検挙人員は1,176人、被害児童数は1,168人で、いずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多となっており、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあります。

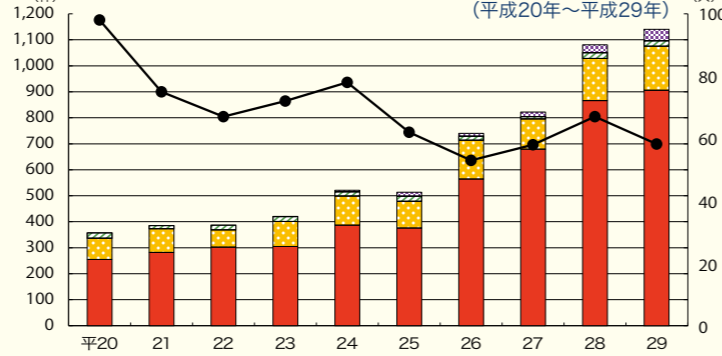
このような状況を受けて、平成30年7月20日に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられました。

警察では、児童虐待の問題を重く受け止め、通告時の児童相談所への事前照会の徹底等、関係機関との情報共有や連携を強化し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

また平成22年2月からは、警察庁の委託を受けた民間団体が一般からの通報を受け付ける「匿名通報ダイヤル」の対象に児童虐待事案を加え、匿名での通報も受け付けています。(裏表紙参照)

Point 児童虐待事件の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも過去最多!

児童虐待事件の検挙件数等の推移 (平成20年～平成29年)



年次	平20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
検挙件数	357	385	387	421	521	514	740	822	1,081	1,138
身体的虐待	255	282	302	305	387	376	564	679	866	904
性的虐待	82	91	67	96	112	103	150	117	162	169
怠慢又は拒否	20	12	18	19	16	19	15	8	22	21
心理的虐待	0	0	0	1	6	16	11	18	31	44
死亡児童数	98	75	67	72	78	62	53	58	67	58

※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含む。

児童虐待の類型

- 身体的虐待** 児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 性的虐待** 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- 怠慢又は拒否** 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- 心理的虐待** 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



児童虐待の事例

平成30年1月、被疑者は自宅において次男(0歳)を床に叩きつけるなどの暴行を加えて死亡させた。

(30年4月、実母を傷害致死で起訴)

6 少年を取り巻く有害環境

①インターネット上の違法・有害情報

近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広まり、平成28年度に内閣府が行った調査(「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」)によると10歳未満の児童の39.2%がインターネットを利用しています。

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むもの等、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォン等からSNS等を利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しており、平成29年中に犯罪被害に遭った児童数は、1,842人となっています。

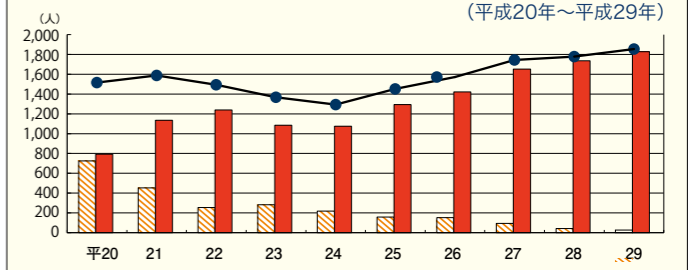
被害児童のSNSへのアクセス手段は、スマートフォンが87.7%を占める一方で、犯罪被害防止に有効な手段であるフィルタリング(※1)を91.6%(※2)の児童が被害時に利用していませんでした。

こうした状況を踏まえ、平成30年2月に、「青少年インターネット環境整備法」(※3)が改正され、携帯電話販売店等のフィルタリングに係る説明義務等が新設されるなどしました。警察では関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング等の普及促進のための要請等の取組を推進しています。

(※1)フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を読取できなくするプログラムやサービスをいいます。
(※2)フィルタリングの利用の有無が判明したものに限り、(※3)正式名は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」といいます。

Point 平成29年中のSNSに起因した事犯の被害児童数は、平成20年中の約2.3倍!

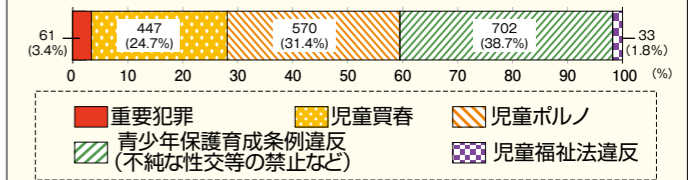
SNS等に起因した事犯の被害児童数の推移 (平成20年～平成29年)



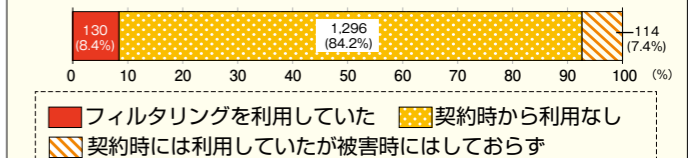
年次	平20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
出会い系サイト	724	453	254	282	218	159	152	93	42	29
SNS	792	1,136	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736	1,813
合計	1,516	1,589	1,493	1,367	1,294	1,452	1,573	1,745	1,778	1,842

※出会い系サイトに係る数値は、全ての罪種が対象となっていますが、SNSに係る数値は、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、児童福祉法違反及び殺人・強盗等の重要犯罪に該当するものに限られており、統計の取り方は異なっています。

罪種別の被害児童数及び割合 (平成29年)



フィルタリングの利用状況 (平成29年)



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%にはならない。

フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要!

- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線による接続
- ③ アプリによる接続

お父さんが安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①、②、③のフィルタリングが可能です。

使用時間や利用できるアプリの制限など、お子さまの年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。
※iPhoneでのアプリの制限は、端末の設定の機能制限を行う必要があります。

②いわゆる「JKビジネス」問題

いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性犯罪等の被害に遭う問題が発生していることから、政府を挙げて、その根絶に取り組んでいるところです。警察では、あらゆる警察活動を通じて、これら営業の実態把握に努めるとともに、同営業において稼働している女子高校生等に対する街頭補導、立ち直り支援等の取組を推進しています。

③ビデオ、雑誌、ゲーム等

警察では、残酷な暴力シーンや過激な性描写等の少年

に有害な内容のビデオ、雑誌、ゲーム等に関して、関係業界に対し、少年による有害情報の閲覧等を防止するための自主的措置が講じられるよう、働き掛けを行っています。

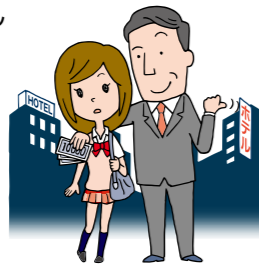
④少年のたまり場となりやすい場所

警察では、深夜に少年のたまり場となりやすいカラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設やコンビニエンスストア等に対し、関係機関・団体や地域住民と連携して、少年の不良行為等を防止するための自主的措置が講じられるよう、働き掛けを行っています。

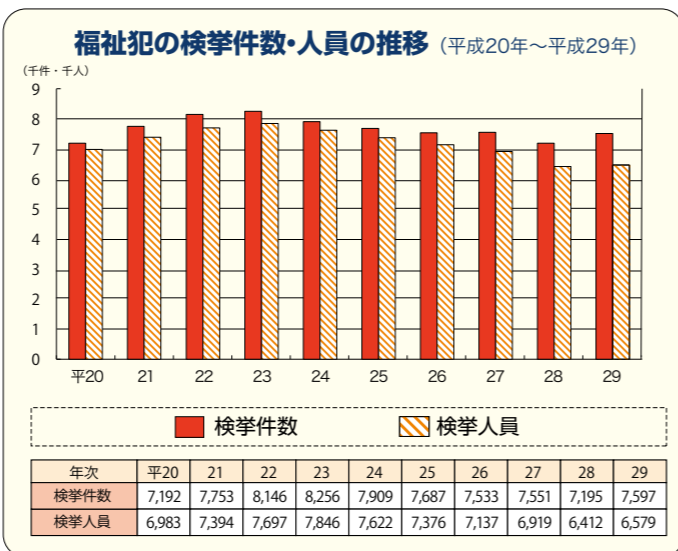
7 少年の福祉を害する犯罪

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪^(※)に対して、警察では、積極的な取締りと被害少年の発見・保護に努めています。特に、近年、SNS等で知り合った女子高校生にわいせつな行為をした上で、裸の映像を撮って関係を続けるように脅すといった極めて悪質な犯罪が発生しており、重大な被害に遭うケースが目立っています。このほか、飲食店やマッサージ店等で少年に卑わいな言動等で接客させるといった犯罪も出現しています。

(※)これらの犯罪を警察では「福祉犯」と呼んでいます。



Point 平成29年の福祉犯の検挙件数は約8千件で、依然として高水準で推移!



8 児童ポルノ事犯

児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。

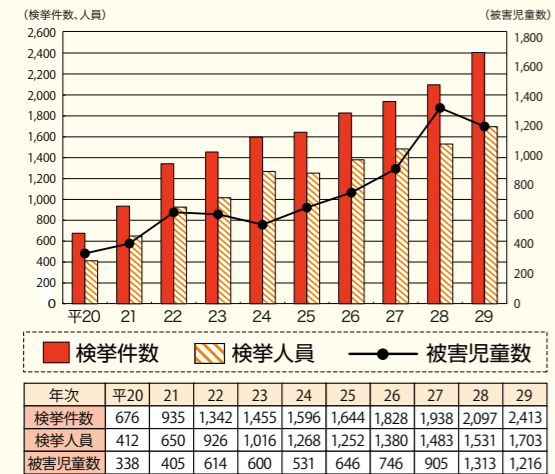
児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」^(※)により、児童ポルノの製造、提供、公然陳列等について積極的な取締りを行っています。

被害児童の学職別では、高校生が39.2%、中学生が36.3%、小学生以下の者が21.6%を占めており、小学生以下の者の被害態様をみると、強制性交等(強姦)・強制わいせつ的手段により児童ポルノを製造されたものが41.1%を占めています。

(※)正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」といいます。

Point 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員は過去最多!

児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移 (平成20年～平成29年)



! このような被害が実際に起きています!

相手はどんな女の子かしら?

はいすまし

- A女(16歳)は、SNSで知り合った男から、「10万円払うから援助交際しないか」などと言葉巧みに誘導され、わいせつな行為をされた上、その状況を撮影された。男は、「画像をインターネット上で公開する」などと脅し、関係の継続を強要した。
- B女(15歳)は、インターネットライブチャットで知り合った男から、言葉巧みに誘導されて裸の画像や個人情報等を送信させられた。さらに、男から「命令に従わなかったら、ネット上にさらす」と脅され、呼び出された公園内でわいせつな行為をされた。
- C女(16歳)は、SNSで知り合った男から、言葉巧みにアパートに誘い込まれ、「言うことを聞か、金を払うか」などと脅され、わいせつな行為をされた上、その状況を撮影された。男は、撮影した動画を海外の有料サイトで公開し、不特定多数が閲覧できる状態にした。
- D女(12歳)は、無料投稿サイトで知り合った男から、言葉巧みに誘導され、ホテルでわいせつな行為をされた上、その状況を動画で撮影された。
- E女(13歳)は、先輩からコンパニオンのアルバイトを紹介され、コンパニオンとしてホテルの宴会場などに派遣され、不特定多数の客に酒をついだり、会話の相手をしたりするなどの接客をさせられた。コンパニオンとして中学生8名が登録され、コンパニオン用のドレスを着せられていた。
- F女(16歳)は、SNS上でアルバイトを探す書き込みをしていたところ、男から「アロママッサージで1日数万円稼げる」などと言葉巧みに誘導され、飛行機で迎えに来た男に風俗店で働かされた。男は、風俗店のホームページ上にF女の顔写真等を掲載し、F女に性的なサービスをさせた。

コラム① 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」防止

児童が自らを撮影した画像に伴う被害が増加

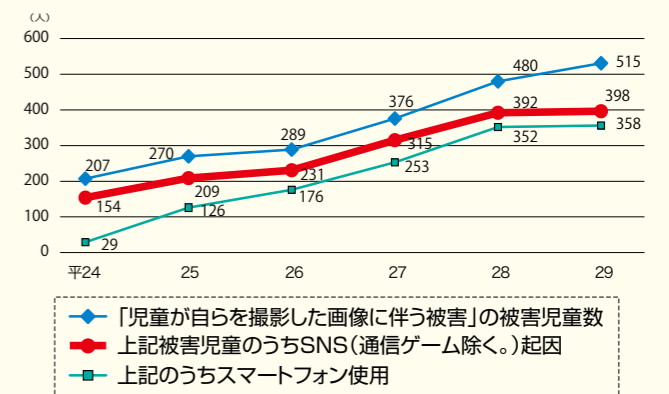
「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

平成29年における児童ポルノ事犯の「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数は515人であり、平成24年(207人)から毎年増加しています。

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、SNS(通信ゲームを除く。)に起因するものが約8割を占め、また、スマートフォンを使用してSNS(通信ゲームを除く。)にアクセスしたことに起因するものが約7割を占めています。



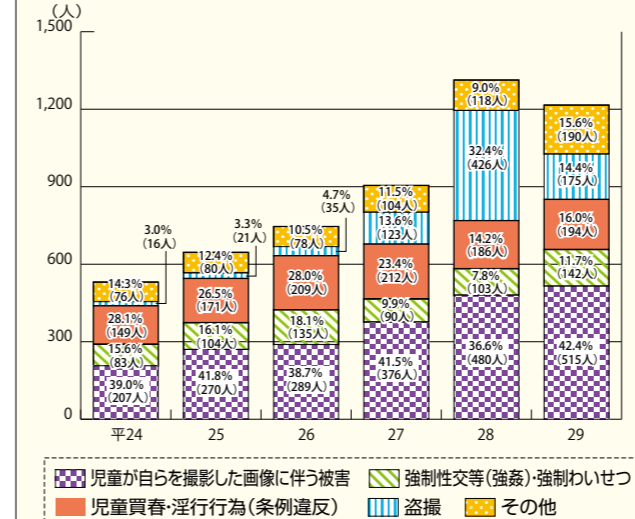
「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数の推移 (平成24年～平成29年)



被害児童の約4割が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」

被害態様別では、児童ポルノ事犯の約4割が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童です。

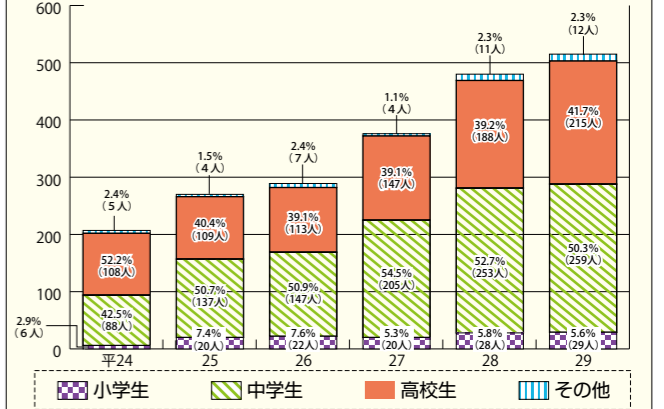
児童ポルノ事犯の被害態様別(製造手段別)の割合



「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童の半数以上が中学生

学職別では、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の50.3%が中学生であり、41.7%が高校生です(平成29年)。「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の約9割が中学生と高校生です。

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の学職別の割合



「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」防止のために

デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは、事実上不可能です。また、今は「この人なら大丈夫」と思って裸の写真を送ったとしても、後になって、取り返しのつかない危険(被害)が生じてしまうおそれがあります。

そこで、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭わないために次のことを守ってください。

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影しない。
- 交際相手や友達などの信用している相手であっても、自分の裸の写真を送らない。とりわけ、面識のない者(SNSの相手等)に対しては、絶対に写真を送らない。

また、友達等に裸の写真を送信させたり、友達等の裸の写真を第三者に送信したりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されるおそれがあります。

～「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」を防止するための条例改正～

東京都では、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」を防止するため、平成29年12月、東京都青少年の健全な育成に関する条例が改正され、18歳未満の青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為を禁止する規定が新設されました。同様の条例改正は兵庫県や京都府でも行われており、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」防止のための取組が進められています。

II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1 警察の体制及び関係機関との連携

①少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

③警察と学校等との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」が運用されています。

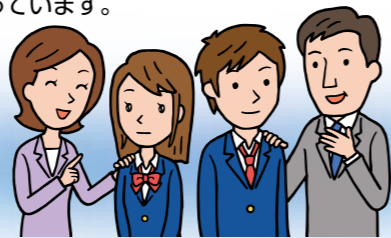
また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換等を行っています。

④スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。(平成30年4月現在、44都道府県で約850人が配置されています。)

②少年サポートチーム

問題を抱える少年について個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。



⑤少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア(少年補導員、少年警察協助手、少年指導委員)を委嘱しており、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かした修学支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

(平成30年4月現在、全国でのべ約5万7,000人の少年警察ボランティアが委嘱されています。また学生ボランティアは約6,700人が活動しています。)

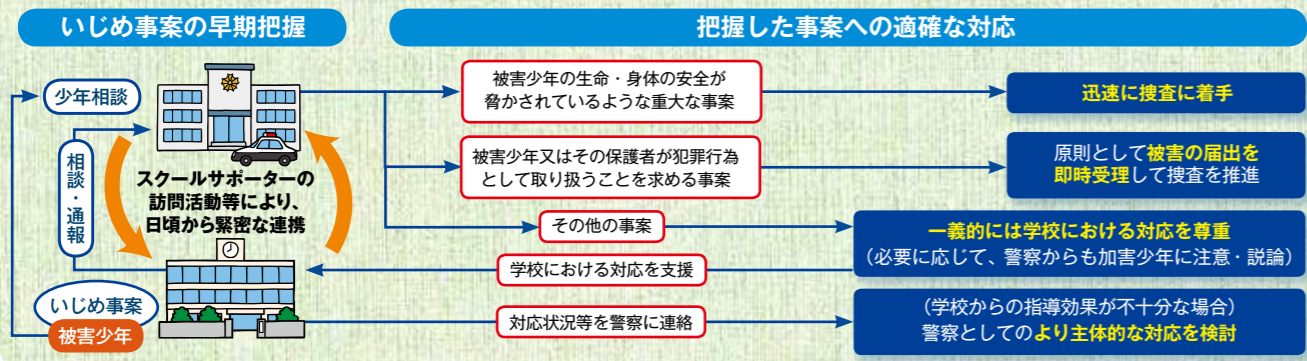
コラム② 学校におけるいじめ問題への的確な対応

警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進しています。

また、いじめの被害を受けた少年に対しては、少年サポートセンターを中心に少年補導職員等によるカウンセリングの継続的な実施等の支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーター等と連携し、きめ細やかな支援を行っています。

基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとります。



2 警察における主な取組

①少年相談

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。

また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。(裏表紙参照)



②街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいか等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。



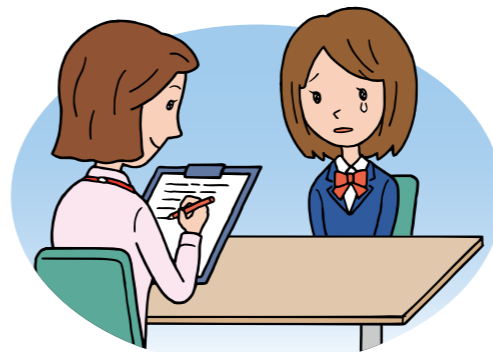
③継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行っています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じた体験活動等への参加、修学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

⑤被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。



④少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。



⑥非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。



⑦ 広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

コラム③ 非行少年を生まない社会づくり

警察では、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、社会奉仕活動等への参加促進や修学・就労の支援等により地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、

再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進しています。

少年事件手続きの流れ（概要）

事件発生

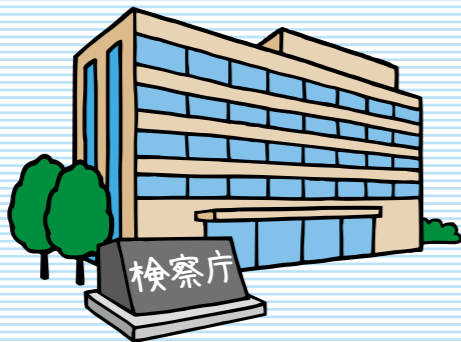
警察

非行のある少年が判明したら、取調べ（逮捕する場合があります。）や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



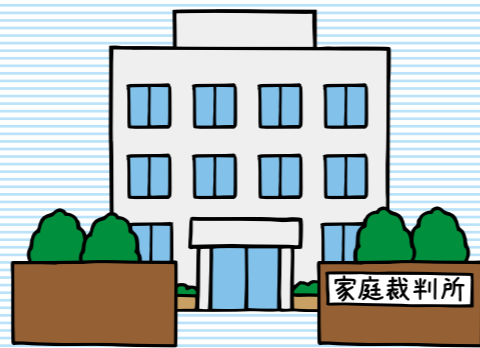
検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。



家庭裁判所

送られてきた事件について、審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

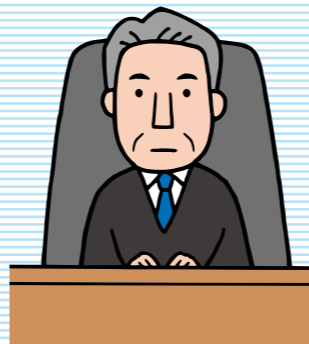
これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

=審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

=逆送事件

児童自立支援施設への入所や里親への委託等



審判

検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴 **不起訴**

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

②第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

③第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

児童自立支援施設・児童養護施設送致

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設（非行を犯した児童等の支援施設）、児童養護施設（保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設）に入所させ、社会復帰を促します。

保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導・保護する保護観察の処分をします。

刑事処分

死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は、無期徒刑を科します。

無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期徒刑をもって処断すべき時は、無期徒刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

有期懲役・禁錮

有期徒刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を超えることはできません。

罰金刑

